豊中市立豊島西小学校PTA会則

第 1 章　名　　称

第1条　本会は豊中市立豊島西小学校PTAと称する。

第 2 章　目　　的

第2条　この会の目的は、家庭・学校ならびに地域社会における児童・青少年の福祉を増進しようとすることにある。

第 3 章　方　　針

第3条　本会は教育を本旨とする民主団体であるから、次の方針に従って活動する。

1. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童・青少年等の訓育について、学校に在籍する児童の父母・祖父母またはこれに代わる親権者（以下「保護者」という。）と教職員が賢明なる協力をする。
2. 保護者・教職員と一般社会が相提携して他の社会的諸施設・諸機関および諸団体の活動に協力して、児童・青少年の福祉の増進に努める。
3. 社会教育の振興を助け、民主的教育に対する理解、ことに民主社会における市民の権利義務に関する理解を促すために成人教育を盛んにする。
4. 学校に対する公費による適正なる支持を確保することに協力する。
5. 学校・家庭および社会の教育環境の整備に努める。
6. 児童、青少年の補導・保護ならびに福祉に関する法律の実施につとめ、さらに新しい適正なる法律を作ることに協力する。
7. 会員相互の連絡を密にし、日常生活を通じて、その親睦、融和、相互扶助の実をあげることに協力する。
8. 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や理由、管理については「個人情報取扱規則（方法）」に定め適正に運用するものとする。

第4条　本会は厳密には教育団体であるから宗教や政党の性格はない。また、もっぱら営利を目的とする事業はしない。

1. この会は自主独立のものであって、他のいかなる施設、団体の支配・統制・干渉をも受けない。
2. この会は学校の財政的維持および教職員の給与に直接責任を負うものではなく、また、権限もない。
3. この会は教職員あるいは教育委員会の委員、その他種々の関係機関と学校問題について討議し、また、その活動を助けるための意見を具申し参考資料を提供することはあるが、直接に学校管理や人事干渉をするものではない。

第 4 章　会　　員

本会の会員になることのできるものは次のとおりである。学校に在籍する児童の保護者および学校に勤務する教職員とし、会員は全ての平等の権利と義務を有する。

第 5 章　経　　理

第6条　本会の経費は、会費・自発的な寄付金その他収入によって支弁する。
第7条　会費は、一家庭月額300円とする。会費は、学校諸費と共に口座引き落としとする。
第8条　本会の経理は総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査を経て、総会に報告されなければならない。
第9条　会計は、4月1日から翌年3月末までとする。

第 6 章　役員とその選出

第10条　本会の役員は次のとおりとする。
1. 会長1名保護者
2. 副会長2名保護者
3. 書記1名保護者
4. 会計1名保護者
5. 書記補1名教職員

第11条　役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、総会・運営委員会・全体委員会を招集し、全ての委員会・集会の報告を受ける。
2. 副会長は、会長を補佐し、事故のあるときはその代理を務める。特に年間計画の樹立、予算の立案、会計の照査、予算の補正、ならびに各委員会の企画に対する相談相手として強力に会長を補佐する。
3. 書記は、総会・運営委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録し、これを保持すると共に通信事務を担当する。
4. 会計は、総会で決定した予算に基づいていっさいの会計事務を処理し、会計簿はいつでも閲覧に備えると共に年度終了後の総会において会計監査委員の監査を経て決算報告をする。

第12条　各役員の任期および再選限度は次のとおりとする。
1.　各役員の任期は1年とする。
2.　3期以上連続で役員に選ばれることはできない。なお、回数に制限はない。

第13条　役員及び生活指導委員長（以下「役員等」という。）の選出を目的とする指名委員会の発足・運用、および選出された役員等候補の承認方法は次のとおりとする。なお、生活指導委員長は1名を選出するものとする。
1. 役員等の候補者を定めるため、毎年2学期中に指名委員会を設ける。但し、イの規定で定める指名委員を除き、指名委員の再選はこれを認めない。
2. 指名委員会は次の8名で構成する。
ア. 保護者より6名、各学級の保護者は選挙により2名の学級代表を選び、その学級代表は、互選により学年ごとに1名、計6名の指名委員を選出する。
イ. 運営委員会より2名。（会長は指名委員になることができない。）
3. 指名委員会は、指名委員会発足後、7日間、役員等に立候補しようとするものを受け付ける。役員等に立候補しようとするものは、役員等の役職名・氏名・住所を文書で指名委員長に届け出る。
4. 指名委員会は、役員等の立候補者がない場合、それぞれの役員等につき定員以上の候補者を指名し、本人の同意を得て、役員等選出の前日までに、候補者の氏名・地区名を全会員に通知する。なお、候補者が定数に満たない場合はアの規定で定める学級代表より選出する。
5. 役員等は、年度末の総会で、承認を得て就任する。

第 7 章　会計監査委員

第14条　本会の経理を監査するため、会計監査委員3名を置く。

第15条　会計監査委員は、毎年年度初めの総会の同意を得て会長が選任する。委員長は前運営委員より選出する。

第16条　会計監査委員は10月に中間監査を行い、次年度4月に決算監査を行う。

第 8 章　総　　会

第17条　総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第18条　総会は、会長が招集し、毎年年度初めおよび年度末の定例総会を含め年間2回以上開く。運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時で総会を招集する。総会審議は書面(電磁的記録を含む)によるものとする。但し、会員の出席が必要と運営委員会が認めた場合は集会形式とする。

第19条　総会は、全会員の5分の1以上の議決権行使書の提出、または出席があった場合に成立する。但し集会形式の場合は委任状を認める。総会の議事は、議決権行使書の提出者または出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は会長が決定する。

第 9 章　運営委員会

第20条　運営委員会は、役員、各委員長、および校長、教頭、書記補をもって構成する。

第21条　運営委員会は、会長が必要に応じて随時召集し、定員数は、委員の2分の1とする。

第22条　運営委員会は、この会則並びに総会の決議に基づいて本会の事業を運営し、総会に提出する議案作成、各委員会の事業計画の連絡承認、総合調整、その他総括的重要事項について審議する。

第 10 章　委 員 会

第23条　本会の活動に必要な事業を行うため、次の委員会を置く。各委員及び委員長については、豊島西小学校PTA委員選任規定によりこれを選任する。

1. 学級委員会（各学級2名の保護者、教職員）自分の属する学級の会員が協力して、学級児童の円満な成長と教育環境の整備・充実および教職員と保護者の連絡調整に努める。
2. 総務広報委員会（各学年2名の保護者・教職員）
   校内の教育環境の整備、保健体育に関わる会員の研修等を企画し実施する。
   会員に対し、会の仕事や会の発展の状況、会の行事等を知らせ、会員意識の高揚を図る。
3. 生活指導委員会（保護者、若干名・教職員）児童の校外生活指導・非行防止・交通安全ならびに自主的集団生活の適応を図る。

第24条　本会は必要に応じ、特別委員会を設けることができる。その委員会の構成は運営委員会で決定する。

第25条　学校長は、あらゆる会合に出席して意見を述べることができる。

付　　則

第26条　この会則は、昭和42年4月1日より実施する。会則について疑義を生じたときは、運営委員会の解釈に従い、不備の点は一般社会通念によって補う。

第27条　この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成投票によって改正することができる。

・昭和62年2月26日一部改正・平成元年3月7日一部改正・平成5年12月7日一部改正・平成7年3月4日一部改正・平成9年3月1日一部改正・平成9年4月19日一部改正・平成10年3月7日一部改正・平成11年5月1日一部改正・平成12年3月4日一部改正・平成14年3月2日一部改正・平成15年3月1日一部改正・平成16年3月5日一部改正・平成17年3月4日一部改正・平成24年5月12日一部改正

平成28年2月24日一部改正・平成29年5月20日一部改正・平成30年4月1日一部改正・令和5年3月2日一部改正・令和5年5月31日一部改正
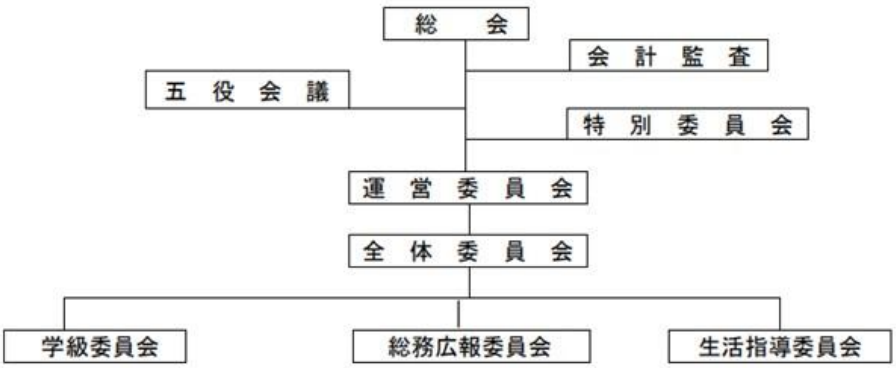
豊島西小学校ＰＴＡ組織図